

# インターネット販売でも守っていますか？ 特定国内種事業の広告ルール

特定国内種事業者は、特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の販売等の広告をするときには、以下の事項を全て表示しなければなりません。

## 【表示事項】

- 事業者番号
- 氏名又は名称
- 住所
- 代表者（法人の場合）
- 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

## ①表示例

事業者番号：	00-0001
氏名又は名称：	(株)環境園芸
住所：	東京都〇〇区〇〇-〇〇
代表者（法人の場合）：	自然 花子
取扱う特定第一種国内希少野生動植物種：	オキナワセッコク ナンバンカモメラン

## ②参考様式を使った表示例

### 特定国内種事業者

(特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業者)

事業者番号	00-0001
氏名又は名称	(株)環境園芸
住所	東京都〇〇区〇〇-〇〇
代表者(法人の場合)	自然 花子

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき、環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定第一種国内希少野生動植物種の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行うことができます。

譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種

オキナワセッコク			
ナンバンカモメラン			

↓こちらからダウンロードできます。

種の保存法関係 様式等 (環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

## ③旧事業者証 (※令和4年度まで配布) を使った表示例

### 特定国内種事業者

(特定第一種国内希少野生動植物種を取り扱う事業者)

事業者番号	00-0001
氏名又は名称	(株)環境園芸
住所	東京都〇〇区〇〇-〇〇
代表者(法人の場合)	自然 花子

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定第一種国内希少野生動植物種を取り扱うことができます。

取扱い特定第一種国内希少野生動植物種

オキナワセッコク	〇		
ナンバンカモメラン	〇		

## 【媒体】

インターネット（オンラインショッピング、インターネットオークション、フリマアプリ、SNS等）の販売広告も対象になります。

以下のようなページにわかりやすく表示してください。

- ・商品ページ
- ・トップページ
- ・会社概要
- ・プロフィール・自己紹介ページ

店頭で陳列するとき、チラシやダイレクトメールで販売広告をするとき等にも表示が必要です。

## 【特定国内種事業者届出簿】

特定国内種事業者届出簿に、特定国内種事業者の一覧を掲載しています。

種の保存法関係 様式等 (環境省)

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>

消費者が、適正に手続きを行っている事業者を見分けられるようにするため、法律の遵守にご協力をお願いします。



**MAFF**  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

環境省・MAFF 農林水産省  
農林水産省

本書の全部又は一部を複製して転写、複製することは禁じます

△このような表示は不適切です△

記載漏れ

**特定国内種事業者**  
(特定第一種国内希少野生動物種の譲渡し又は引渡し業務を行う事業者)

事業者番号	00-0001
氏名又は名称	(株)環境園芸
住所	
代表者(法人の場合)	自然 花子

「絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき、環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定第一種国内希少野生動物種の譲渡し又は引渡し業務を行うことができます。

譲渡し又は引渡し業務の対象とする特定第一種国内希少野生動物種

オキナワセッコク							
ナンバンカモメラン							

不鮮明



記載項目の不足 (旧ステッカー)

このステッカーは、貴事業者が特定国内希少野生動物種を販売するにあたり届出をして事業を行っていることを周知するため店頭などに貼付していただくものです。ご協力をお願いします。

**特定国内種事業者**  
(特定国内希少野生動物種を取り扱う事業者)

事業者番号 00-0001

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定国内希少野生動物種を取り扱うことができます。

**取り扱い特定国内希少野生動物種**

オキナワセッコク	オナガサイシン	ヒナカミアイ	アマミデンダ	セクシマソウド	クロカミシライトソウ	キハタシユスラン	オキナワアザミ
レフンアザミソウ	アフモリソウ	オキナワセッコク	ナンバンカモメラン	オオギミラン	ハナシノブ	キナダケソウ	コモチナナバクシダ
		○	○				

**環境省・農林水産省**  
本書の全部又は一部を複製・転写、複製することを禁じます

一部を隠す

**特定国内種事業者**  
(特定第一種国内希少野生動物種を取り扱う事業者)

事業者番号	00-0001
氏名又は名称	
住所	
代表者(法人の場合)	

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)第30条第1項に基づき環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定第一種国内希少野生動物種を取り扱うことができます。

**取り扱い特定第一種国内希少野生動物種**

オキナワセッコク	0						
ナンバンカモメラン	0						

**環境省・MAFF 農林水産省**  
本書の全部又は一部を複製・転写、複製することを禁じます

※平成30年度以前の旧特定国内種ステッカーは使用しないでください。氏名又は名称、住所、代表者(法人の場合)の表示が不足しています。

問合せ先

農林水産省 農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 TEL: 03-6738-6162

環境省 事業所所在地を管轄する地方環境事務所 野生生物課 (届出提出先)

- |             |                  |                                   |
|-------------|------------------|-----------------------------------|
| 北海道地方環境事務所  | TEL 011-299-1954 | 北海道道東地方以外                         |
| 釧路自然環境事務所   | TEL 0154-32-7500 | 北海道道東地方(網走・釧路・根室支庁の区域等)           |
| 東北地方環境事務所   | TEL 022-722-2876 | 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島                 |
| 関東地方環境事務所   | TEL 048-600-0817 | 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、静岡    |
| 信越自然環境事務所   | TEL 026-231-6570 | 富山、長野                             |
| 中部地方環境事務所   | TEL 052-955-2139 | 石川、福井、岐阜、愛知、三重                    |
| 近畿地方環境事務所   | TEL 06-6881-6505 | 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山                |
| 中国四国地方環境事務所 | TEL 086-223-1561 | 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知        |
| 九州地方環境事務所   | TEL 096-322-2413 | 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(奄美市、大島郡を除く) |
| 沖縄奄美自然環境事務所 | TEL 098-836-6400 | 鹿児島(奄美市、大島郡)、沖縄                   |

※詳しくは以下のURLを御覧ください。  
<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/contact/index.html>